

概 要 入札・契約制度の改善に向けて - 第一次報告 -

入札契約制度改善推進委員会

はじめに (略)

1 改善に向けた基本的考え方と取り組みの方向

競争性・公正公平性等の「制度本来の要請」を損なうことのないよう、区内業者優先などの「政策的要請」とのバランスを十分考慮した制度の見直しに取り組む。

(1) 公正公平でより透明性の高い制度

情報提供の充実、外部監視勧告制度導入の検討、不正行為への厳正な対応など公正公平でより透明性の高い制度へさらに改善を図る。

(2) 競争性などの経済性に配慮した制度

区内業者への発注、適正な工事施工などに配慮しつつ、より競争性の高い制度へ見直しを進める。

(3) 適正な履行と高い品質の確保がなされる制度

工事施工の適正化を進め、不良工事を防止し優良工事施工へのインセンティブとなるような制度への改善を図る。

(4) 区内業者の保護育成が図れる制度

競争性の確保などに配慮しつつ、所管部課発注における区内業者活用、下請けへの区内業者活用の促進など区内業者への発注機会の拡大にさらに努める。

(5) 電子調達の導入など簡素で効率的な制度

都区市町村共同の「電子調達システム」の導入を進め、これをふまえた簡素で効率的な制度へ見直しを進める。

(6) 社会的要請や多様な入札手法が反映される制度

さまざまな社会的要請を反映できる仕組みや総合評価方式など価格以外の評価基準を加えるなど新たな入札手法の導入を検討する。

2 検討課題および改善事項の整理の考え方

「重点的に取り組むべき課題」・「その他の改善すべき事項」・「引き続き検討すべき課題」に区分整理した。

3 重点的に取り組むべき課題

(1) 電子調達導入、区内業者への優先発注をふまえた競争性・公正公平性の確保

競争性の確保は制度の存在意義であり、より競争性を高め、公正公平性、透明性にも配慮し、特に工事案件の入札方法を大幅に見直す。

ア 一般競争入札(条件付)の拡大

概ね 2000 万円以上の案件については、区内業者への発注に配慮しつつ、より競争性を高める条件設定を行い、順次、一般競争入札(条件付)の範囲を拡大する。

これと合わせて、予定価格の事前公表、現場説明会の廃止、設計図書 of CD 化を行う。

イ 指名競争入札の縮減と指名基準の明確化等

指名競争入札の範囲を段階的に縮減し、指名基準のより一層の明確化、透明性の確保に努める。

任意指名競争入札については、今後縮減廃止の方向で検討する。希望型指名競争入札の競争性の確保に留意する。

ウ 部課長契約権限の拡大

事業部制の検討との整合を図りつつ、区内業者への優先発注、業者選定の公正公平性の確保に配慮しながら、部課長の契約権限範囲を拡大する。

(2) 工事施工管理と工事成績評価制度の見直し

工事施工体制のチェックをさらに強化するとともに、工事成績評価基準を見直す。

評価基準の公開と、評価結果の個々の受注者への通知を検討する。不良業者への指名停止の強化など厳正な措置を行うとともに、工事成績優良業者への受注機会増などインセンティブを与える措置を検討する。

これらと関連して、工事検査調書についても必要な見直しを行う。

(3) 談合等不正対策の強化

談合等不正行為を対象にした指名停止基準を見直し強化する。

見直し後の指名停止基準は今後公開するとともに、新基準適用後、指名停止の個々の案件については、一定期間公表する。

談合情報取扱規程を整備するとともに、不正行為に基づく特別損害賠償条項を付加する。

入札契約適正化法、官製談合防止法などの趣旨をふまえ、職員向け対応基準マニュアルを作成し周知徹底する。

(4) 区内業者への発注機会の拡大

ア 区内業者(準区内業者)の定義見直し

区内に支店支社のある準区内業者については、本店本社の所在地により 都内、他府県、これまでの実績、の順による新たな定義に見直す。

イ 分離発注の拡大

分離発注の指針の設定や工事以外の委託などの分野における分離発注を進める。

ウ 所管部課契約における発注拡大

物品・委託等の分野における区内業者への発注を拡大し、所管部課における発注の意義について十分な周知を図る。

区内業者への発注が容易となるような部課長権限の拡大等を図る。

エ 適正な受注制限のあり方

今後拡大する一般競争入札(条件付)の類型に応じた受注制限の有無、程度を設定する。

JV案件についても適用拡大する一方、単独案件については、発注後、一定期間に限定する方向を検討する。

オ 下請への区内業者活用の促進

民間契約への介入にならない形で、下請けに区内業者を活用しやすくなるような環境づくりを行い、受注者にその意義や趣旨について理解を得るための周知を図る。

今後は、区内業者の活用度を高めるインセンティブとなる施策を検討する。

(5) 電子調達システムの導入

システム開発経費の負担軽減、高レベルのセキュリティ確保、広範な入札関係情報の共有の観点から、現在、東京都と都内の区市町村で共同開発が進められている「電子調達システム」を導入する。

平成16年度後半からの業者登録、17年度中の電子入札試行を予定しており、このシステムの本格稼働に向けて、関連する現行の入札契約制度およびその運用について、必要な見直しを図る。

4 その他の改善すべき事項

(1) ホームページ活用等入札契約関係情報の公表、提供

区ホームページ専用コーナーの拡充、各種基準等関係情報の公表提供などを引き続き進めるとともに、入札契約白書として、毎年度、実績・運用状況などを公表する。

(2) 工事格付け基準の見直し・簡素化

現行の基準を見直し 経営審査事項、区工事出来高、工事成績評定など3項目程度に限定するとともに基準項目等の公表を行う。

(3) 随意契約制度の見直し

事業部制の導入をふまえ、随意契約のあり方、チェックシステムについて、区内業者活用促進の観点も含め、見直しを行う。
プロポーザル方式の必要性、有効性、審査手続等について、指針やマニュアルなどの整備を検討する。

5 引き続き検討すべき課題

(1) 外部監視勧告制度の導入

入札契約適正化法の「適正化指針」により設置が求められている第三者的機関の設置について、他自治体の動向、行政評価との関連等をふまえつつ、引き続き検討を行う。

(2) 新規優良業者の育成

競争力の確保や区内経済活性化の観点から、新規業者の育成面で入札契約制度がなしうる方策を今後研究する。

特に、区外業者のみが参入している業種については、区内業者での共同組合事業化や官公需適格組合の設置促進など区の産業振興政策と連携した育成策を検討する。

(3) 多様な入札手法の導入や社会的要請の反映

「総合評価落札方式」など多様な入札手法について、先行自治体、特に市区段階での実施例、その成果や課題等を調査研究しながら、価格以外の要素の反映方法について、プロポーザル方式等との比較検証も含め、検討する。

「政策入札」と呼ばれる方式の課題について、十分研究するとともに、当面、ISOや障害者雇用率など社会的に確立している公準的要素について、政策的に反映させる手法について検討する。

6 今後の進め方

「3 重点的に取り組むべき課題」、「4 その他の改善事項」の各項目については、16年度から、順次、実施または試行する。

改善項目ごとの具体的措置を定めた方針(「(仮称)入札契約事務の改善にかかる第一次措置方針」)を、全庁的に決定し、必要な進行管理を行っていく。

「5 引き続き検討すべき課題」については、継続して検討を進める。